

甲府市こども家庭センター

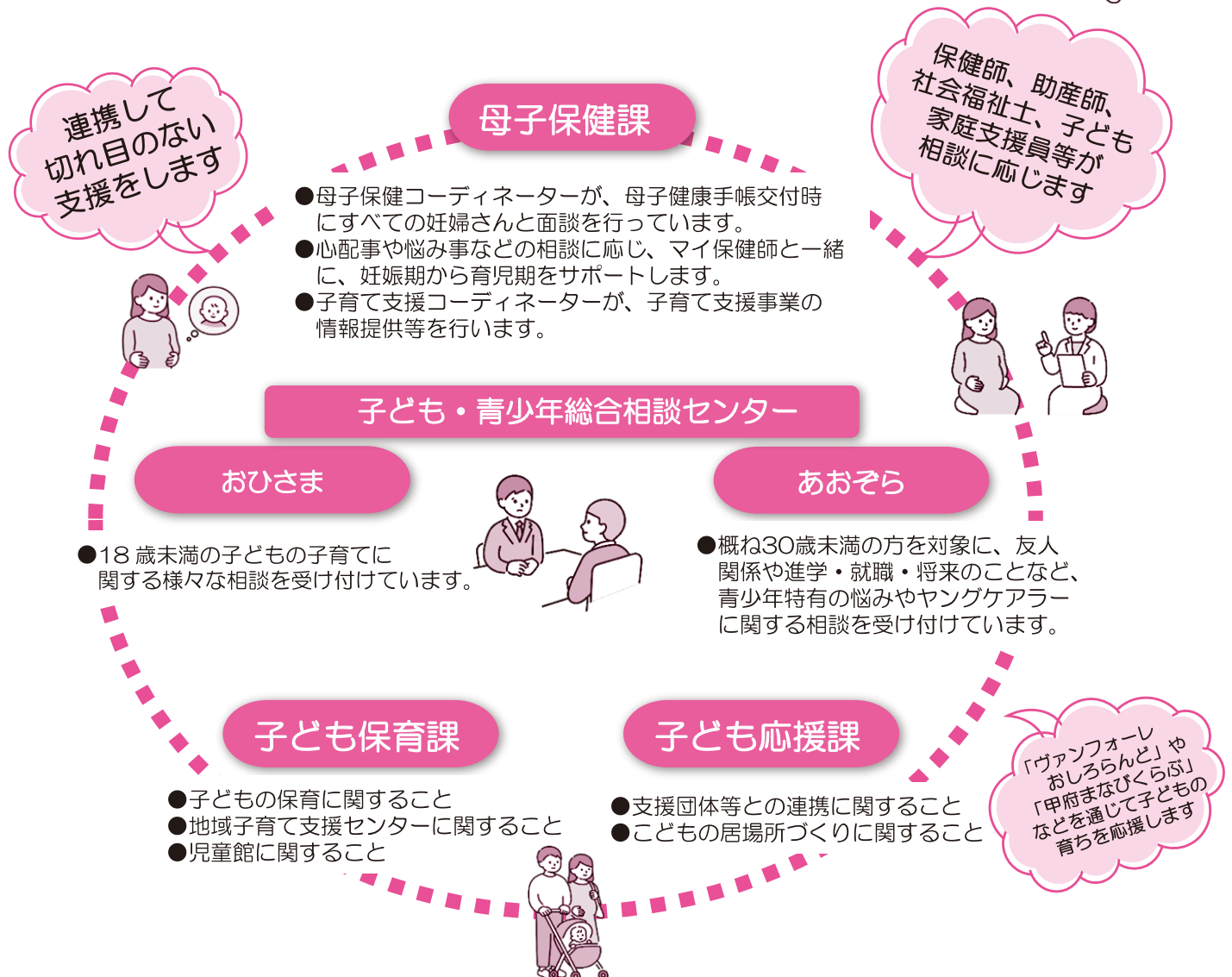


妊娠期から子育て期、青年期にわたり、切れ目のない相談・支援を行います。

2 甲府市こども家庭センター



こんな時は、一人で悩まず、こども家庭センターにご相談ください。



こども家庭センター相談窓口

相談時間

月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

※メールの受信は24時間可能ですが、相談担当者がメールを確認するのは、上記相談時間に限られます。



母子保健課



相談内容	・妊娠、出産、乳幼児健診に関する相談 ・育児全般に関する相談 (発育発達、情緒行動、離乳食・幼児食、生活習慣、子どもへの関わり方など)
電話相談	055-237-8950
メール相談	boshihoken@city.kofu.lg.jp
場所	南庁舎（健康支援センター内） 甲府市相生2-17-1



子ども・青少年総合相談センター



	おひさま	あおぞら
相談内容	・子育て支援制度に関する相談 ・養護に関する相談 (家庭での養育困難、児童の虐待等)	・ヤングケアラーに関する相談 ・子どもの権利擁護に関する相談 ・青少年に関する相談 (学校生活、友人関係、進路等)
電話相談	055-237-5917	0120-743-011 (子ども専用ダイヤル) 055-221-3011 (直通)
メール相談	ohisama@city.kofu.lg.jp	aozora@city.kofu.lg.jp
場所	本庁舎3階 ⑥番窓口	



子ども保育課



相談内容	・保育園や認定こども園、幼稚園の入園や利用に関する相談 (ショートステイ、病児・病後児保育を含む) ・放課後児童クラブ、児童館に関する相談
電話相談	055-298-4473
場所	本庁舎3階 ⑦番窓口

虐待かな?と思ったら

◎おかしいと思ったら、迷わず連絡（通告）してください

子どもの泣き声がいつも聞こえる、不自然な傷やあざがみられる、身体が極端にやせている等の児童虐待が疑われる状況に気づいた方は、子ども・青少年総合相談センター「おひさま」や中央児童相談所（児童相談所虐待対応ダイヤル189番（無料）、または055-288-1561）に連絡（通告）してください。

虐待かどうか判断できない場合でも同様に連絡・相談してください。

◎緊急の場合は、救急や警察に通報してください

子どもが倒れている、大けがをしているといった命にかかわるような緊急時には、119番や110番へ通報してください。

◎連絡（通告）した人の秘密は守られます

通告を受ける専門機関では、「通告者の名前や住所」などの秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。もし間違っても非難されたり、罰を受けることはありません。

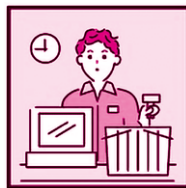
ヤングケアラーをご存じですか？

「ヤングケアラー」とは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことをいいます。

例えばこのような状況の
子ども・若者です



障がいや病気のある家族の
介助や看病をしている。



家計を支えるため、
放課後は働いている。



高齢の家族がいて、
見守りや介護をしている。



家事や幼いきょうだいの
世話をしている。



通訳等により、家族の
意思疎通を支えている。

(イラスト ©厚生労働省)

家族のお手伝いをすることは本来素晴らしいことですが、それが年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を伴う場合、子ども等の将来に影響を及ぼす可能性があります。

身近な子どもや関わりのある世帯の中で、気になることがある時には、
『ヤングケアラー専門の相談員』が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

子どもたちに「ヤングケアラー」への理解を深めてもらい、自分や周囲の友達がヤングケアラーではないかと感じた際に、本市相談窓口気軽に相談してもらえるよう「ヤングケアラーデジタルハンドブック」を作成しました。

是非ご覧ください。



ヤングケアラーデジタル
ハンドブックについて

